

福岡県公報

平成26年3月7日
第3577号

目次

告示 (第171号 - 第188号)

○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	1
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課) ……………	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) ……………	4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) ……………	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) ……………	7
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) ……………	8
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) ……………	8
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) ……………	8
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) ……………	8
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) ……………	13
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) ……………	15
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) ……………	18
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) ……………	18
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) ……………	18
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) ……………	19

公 告

○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) ……………	21
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出		

	(中小企業振興課) ……………	22
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	22
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	22
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	23
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	23
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	24
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	24
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) ……………	24
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課) ……………	25
○換地を定めない土地の指定	(農村森林整備課) ……………	25

選挙管理委員会

○福岡県議会議員補欠選挙の執行に係る選挙人名簿の登録	(市町村支援課) ……………	27
----------------------------	----------------	----

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課) ……………	27
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課) ……………	30

公安委員会

○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課) ……………	33
-------------------------	-----------------	----

告 示

福岡県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	直 方 行 橋 線	行橋市大字吉国724番1先から 行橋市大字吉国499番1先まで

福岡県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
京 築	県道	山 口 行 橋 線	前	京都郡苅田町大字上片島1748番1先から 行橋市行事七丁目535番5先まで	4.4 ～ 32.5	1,802.2	
			前	京都郡苅田町大字上片島1748番1先から 行橋市行事七丁目535番5先まで	9.0 ～ 100.0	2,222.1	うち一般国道201号重用延長101.0メートル、県道須磨園南原曾根線重用延長1131.3メートル

後	京都郡苅田町大字上片島1748番1先から 行橋市行事七丁目535番5先まで	4.4 ～ 32.5	1,802.2	
後	京都郡苅田町大字上片島1748番1先から 行橋市行事七丁目535番5先まで	9.0 ～ 100.0	2,222.1	うち一般国道201号重用延長101.0メートル、県道須磨園南原曾根線重用延長1131.3メートル

福岡県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	山 口 行 橋 線	京都郡苅田町大字上片島699番先から 京都郡苅田町大字上片島1147番1先まで

福岡県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	本郷 基山線 停車場	小郡市三沢3069番5先から 小郡市三沢2360番1先まで
久留米	本郷 基山線 停車場	小郡市三沢3069番5先から 小郡市三沢2365番1先まで

福岡県告示第175号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 起業者の名称
朝倉市
- 2 事業の種類
新秋月郷土館（仮称）建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県朝倉市秋月野鳥字館ノ尾地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「博物館」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である朝倉市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成25年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、朝倉市が同市内の秋月地区において、文化財を収蔵、研究、展示及び発信することを目的として、博物館を整備するものである。

現在、朝倉市では、第1次朝倉市総合計画に基づき、「水を育み、町を潤す、健康文化都市の創造」を基本理念に、「心豊かに、人が輝くまちづくり」のテーマの下に様々な施策を実施している。特にその中の「文化の振興」については、これら市内に点在する文化財の保全、活用及び継承を図るため、広く市内外に文化遺産情報の積極的な発信を行うとともに、広域の観光振興計画とも連動して、この地域の長を生かした歴史文化観光の拠点づくりを目指した活動を推進している。

しかしながら、それらの拠点となる歴史文化情報を発信する施設としては、市域南西部の甘木地域に立地する県立の甘木歴史資料館があるのみで、当資料館で考古・民族資料を中心とする文化財の収蔵、展示及び発信を行っているものの、市内に残る中世から近世の文化財資料の収蔵、展示及び発信を行う公的な文化施設が無い状況にある。また、最もそれらの中近世の文化財資料を豊富に残し、近世城下町の歴史的景観を有する、市内でも重要な観光地である秋月地区を発信する公的な文化施設は、当の秋月地区にも無い状況にある。さらに、これまで上記施設の役割を一部担ってきた財団法人秋月郷土館が平成25年3月に解散したことに伴い、当財団法人から本市が秋月黒田家関係資料、土岐コレクション等の全県的にも貴重な文化財の寄贈を受けたところであるが、これらの文化財を収蔵、研究、展示及び発信する施設が無い状況にある。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、本市に伝来され、集積された中近世の貴重な文化財を収蔵、研究、展示及び発信することができるなど、秋月地区の発信のみならず、広く本市の文化の振興、歴史文化観光の推進、交流人口拡大等の施策の推進に相当の効果が見込まれる。

なお、起業地の隣接地には、伝統的建造物である武家屋敷戸波邸があり、当該施設と一体となって、書道、茶道、武芸などを含む近世武家の豊かな生活文化を

体験することができる複合的施設として広く活用できるなど、相乗効果も期待できる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物などは見受けられず、また、本件事業に係る起業地は文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地となっているが、福岡県教育委員会から起業地への編入について支障ないとの意見を得ていることなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、来館者の利便性、立地条件、事業費の面などから3案について検討を行ったうえで、来館者の利便性及び立地条件に優れ、造成工事が容易で、事業費も3案中最小となる、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、本市内に残る中世から近世の文化財資料及び財団法人秋月郷土館の解散に伴い、当財団法人から寄贈を受けた秋月黒田家関係資料、土岐コレクション等の全県的にも貴重な文化財を収蔵、展示及び発信等する、また、重要な観光地でもある秋月地区を発信する公的な文化施設が無いことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、朝倉市から申請のあった新秋月郷土館（仮称）建設事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所
朝倉市総合市民センター（文化課）

福岡県告示第176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
白野江3-2	北九州市門司区大字白野江（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
白野江4	北九州市門司区大字白野江（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
白野江5-2	北九州市門司区大字白野江及び白野江4丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
白野江3-1	北九州市門司区大字白野江（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
白野江5-1	北九州市門司区大字大積、清見佐夜町及び大字白野江（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
大積1	北九州市門司区大字大積（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
伊川4	北九州市門司区大字伊川（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
恒見川2	北九州市門司区大字恒見及び新門司2丁目（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
畑2	北九州市門司区大字畑（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
黒川5	北九州市門司区大字黒川（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
白野江(f)-4	北九州市門司区大字白野江（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

白野江(f)-1	北九州市門司区大字白野江及び大字田野浦（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
白野江(f)-2	北九州市門司区大字白野江（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
白野江(f)-3	北九州市門司区大字白野江（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
白野江(g)	北九州市門司区大字白野江及び白野江1丁目（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
白野江(i)	北九州市門司区大字白野江及び清見佐夜町（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大積(h)	北九州市門司区大字大積（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
喜多久(c)	北九州市門司区大字喜多久（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
喜多久(d)	北九州市門司区大字喜多久（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒川(m)	北九州市門司区黒川西3丁目、大字黒川及び黒川西2丁目（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大里(b)	北九州市門司区大字伊川（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大里(a)	北九州市門司区大字伊川（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
伊川(k)-1	北九州市門司区大字伊川（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
伊川(k)-2	北九州市門司区大字伊川（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
伊川(l)-1	北九州市門司区大字伊川（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
伊川(l)-2	北九州市門司区大字伊川（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
伊川(n)	北九州市門司区大字伊川（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
伊川(m)-1	北九州市門司区大字伊川及び大字猿喰（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
伊川(m)-2	北九州市門司区大字伊川（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猿喰(n)	北九州市門司区大字猿喰（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

猿喰(j)	北九州市門司区大字猿喰及び新門司北1丁目（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猿喰(k)	北九州市門司区大字猿喰（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猿喰(l)	北九州市門司区大字猿喰及び大字畑（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
猿喰(o)	北九州市門司区大字大里、大里桜ヶ丘及び大字畑（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑(k)	北九州市門司区大字畑（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑(j)	北九州市門司区大字畑（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑(h)	北九州市門司区大字畑（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉志(e)-2	北九州市門司区大字吉志及び吉志7丁目（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉志(e)-1	北九州市門司区大字吉志及び吉志7丁目（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉志(d)	北九州市門司区大字吉志（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
羽山2丁目	北九州市門司区羽山2丁目、大里東5丁目及び大字大里（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
サヤ峠	北九州市門司区清見佐夜町、大字白野江及び大字田野浦（別紙図面42に示す区域のとおり）	地滑り
長谷	北九州市門司区大字門司、長谷2丁目及び谷町2丁目（別紙図面43に示す区域のとおり）	地滑り
丸山吉野	北九州市門司区丸山吉野町、丸山2丁目、大字黒川及び春日町（別紙図面44に示す区域のとおり）	地滑り
丸山	北九州市門司区丸山1丁目及び大字門司（別紙図面45に示す区域のとおり）	地滑り
清滝	北九州市門司区清滝5丁目、清滝4丁目及び大字門司（別紙図面46に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第177号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
白野江3-2	北九州市門司区大字白野江(別紙図面1に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
白野江4	北九州市門司区大字白野江(別紙図面2に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
白野江5-2	北九州市門司区大字白野江及び白野江4丁目(別紙図面3に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
白野江3-1	北九州市門司区大字白野江(別紙図面4に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
白野江5-1	北九州市門司区大字大積、清見佐夜町及び大字白野江(別紙図面5に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
大積1	北九州市門司区大字大積(別紙図面6に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
伊川4	北九州市門司区大字伊川(別紙図面7に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
黒川5	北九州市門司区大字黒川(別紙図面10に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
白野江(f)-4	北九州市門司区大字白野江(別紙図面11に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面11に記載する表のとおり

白野江(f)-1	北九州市門司区大字白野江及び大字田野浦(別紙図面12に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面12に記載する表のとおり
白野江(f)-2	北九州市門司区大字白野江(別紙図面13に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面13に記載する表のとおり
白野江(f)-3	北九州市門司区大字白野江(別紙図面14に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面14に記載する表のとおり
白野江(g)	北九州市門司区大字白野江及び白野江1丁目(別紙図面15に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面15に記載する表のとおり
白野江(i)	北九州市門司区大字白野江及び清見佐夜町(別紙図面16に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり
大積(h)	北九州市門司区大字大積(別紙図面17に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面17に記載する表のとおり
喜多久(c)	北九州市門司区大字喜多久(別紙図面18に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表のとおり
喜多久(d)	北九州市門司区大字喜多久(別紙図面19に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載する表のとおり
黒川(m)	北九州市門司区黒川西3丁目、大字黒川及び黒川西2丁目(別紙図面20に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載する表のとおり
大里(b)	北九州市門司区大字伊川(別紙図面21に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表のとおり
大里(a)	北九州市門司区大字伊川(別紙図面22に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表のとおり
伊川(k)-1	北九州市門司区大字伊川(別紙図面23に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面23に記載する表のとおり
伊川(k)-2	北九州市門司区大字伊川(別紙図面24に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面24に記載する表のとおり

伊川(l)-1	北九州市門司区大字伊川 (別紙図面25に示す区域の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載 する表のとおり
伊川(l)-2	北九州市門司区大字伊川 (別紙図面26に示す区域の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載 する表のとおり
伊川(n)	北九州市門司区大字伊川 (別紙図面27に示す区域の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載 する表のとおり
伊川(m)-1	北九州市門司区大字伊川及 び大字猿喰(別紙図面28に 示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面28に記載 する表のとおり
伊川(m)-2	北九州市門司区大字伊川 (別紙図面29に示す区域の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載 する表のとおり
猿喰(n)	北九州市門司区大字猿喰 (別紙図面30に示す区域の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別紙図面30に記載 する表のとおり
猿喰(j)	北九州市門司区大字猿喰及 び新門司北1丁目(別紙図 面31に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面31に記載 する表のとおり
猿喰(k)	北九州市門司区大字猿喰 (別紙図面32に示す区域の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載 する表のとおり
猿喰(l)	北九州市門司区大字猿喰及 び大字畑(別紙図面33に示 す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載 する表のとおり
猿喰(o)	北九州市門司区大字大里、 大里桜ヶ丘及び大字畑(別 紙図面34に示す区域のと おり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載 する表のとおり
畑(k)	北九州市門司区大字畑(別 紙図面35に示す区域のと おり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載 する表のとおり
畑(j)	北九州市門司区大字畑(別 紙図面36に示す区域のと おり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載 する表のとおり
畑(h)	北九州市門司区大字畑(別 紙図面37に示す区域のと おり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載 する表のとおり

吉志(e)-2	北九州市門司区大字吉志及 び吉志7丁目(別紙図面38 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載 する表のとおり
吉志(e)-1	北九州市門司区大字吉志及 び吉志7丁目(別紙図面39 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載 する表のとおり
吉志(d)	北九州市門司区大字吉志 (別紙図面40に示す区域の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載 する表のとおり
羽山2丁目	北九州市門司区羽山2丁 目、大里東5丁目及び大字 大里(別紙図面41に示す区 域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載 する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第178号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
荒手	北九州市八幡東区荒手1丁目及び戸畑区牧山5丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	地滑り
大平	北九州市八幡東区大平町、中尾3丁目、中畑2丁目及び山路2丁目(別紙図面2に示す区域のとおり)	地滑り
中尾3丁目	北九州市八幡東区中尾3丁目、大字大蔵及び大平町(別紙図面3に示す区域のとおり)	地滑り
稲ノ倉	北九州市八幡東区豊町及び大字大蔵(別紙図面4に示す区域のとおり)	地滑り
河内	北九州市八幡東区河内1丁目及び大字大蔵(別紙図面5に示す区域のとおり)	地滑り

景勝	北九州市八幡東区大蔵3丁目、勝山1丁目、勝山2丁目及び景勝町（別紙図面6に示す区域のとおり）	地滑り
大蔵	北九州市八幡東区大蔵3丁目及び勝山1丁目（別紙図面7に示す区域のとおり）	地滑り
東丸山	北九州市八幡東区東丸山町、西丸山町、中央1丁目、中央2丁目及び大谷1丁目（別紙図面8に示す区域のとおり）	地滑り
大谷	北九州市八幡東区大谷2丁目、神山町、西丸山町、大谷1丁目及び大字尾倉（別紙図面9に示す区域のとおり）	地滑り
神山町	北九州市八幡東区神山町、大字尾倉及び帆柱4丁目（別紙図面10に示す区域のとおり）	地滑り
帆柱	北九州市八幡東区帆柱5丁目、帆柱3丁目、大字尾倉、東台良町及び大字前田（別紙図面11に示す区域のとおり）	地滑り
花尾	北九州市八幡東区花尾町、西台良町及び大字前田（別紙図面12に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第179号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成20年4月福岡県告示第616号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大谷	うきは市吉井町富永（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面をうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第180号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号）第8条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成21年9月福岡県告示第1421号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大谷	うきは市吉井町富永（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面をうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第181号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大谷	うきは市吉井町富永（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
姥ヶ懐	うきは市吉井町富永（別紙図面106に示す区域のとおり）	地滑り
城	うきは市浮羽町流川及び朝田（別紙図面107に示す区域のとおり）	地滑り
鹿狩	うきは市浮羽町新川（別紙図面108に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面は省略し、その図面をうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第182号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大浩谷	うきは市吉井町屋部（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
安富	うきは市吉井町福益（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
東屋形	うきは市吉井町富永（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
千代久	うきは市吉井町富永（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
鷹取谷	うきは市吉井町鷹取（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
上流川	うきは市浮羽町流川（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
尼ヶ瀬谷2	うきは市浮羽町妹川（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
尼ヶ瀬谷3	うきは市浮羽町妹川（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
尼ヶ瀬5	うきは市浮羽町妹川（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり

榎ヶ平5	うきは市浮羽町妹川（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
榎ヶ平6	うきは市浮羽町妹川（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
竜ヶ谷	うきは市浮羽町妹川（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
笹尾谷	うきは市浮羽町妹川（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
梅谷川	うきは市浮羽町妹川（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
元有4	うきは市浮羽町妹川（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
鹿狩	うきは市浮羽町新川（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面17に記載する表のとおり
鹿狩3	うきは市浮羽町新川（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面18に記載する表のとおり
鹿狩4	うきは市浮羽町新川（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面19に記載する表のとおり
探野	うきは市浮羽町新川（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面20に記載する表のとおり
探野谷	うきは市浮羽町新川（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面21に記載する表のとおり
楮原2	うきは市浮羽町新川（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面22に記載する表のとおり
馬場	うきは市浮羽町田籠（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面23に記載する表のとおり

日森園4	うきは市浮羽町田籠（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面24に記載する表のとおり
美住谷	うきは市浮羽町田籠（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面25に記載する表のとおり
中村谷	うきは市浮羽町田籠（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面26に記載する表のとおり
中園	うきは市浮羽町山北（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面27に記載する表のとおり
国本	うきは市浮羽町山北（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面28に記載する表のとおり
小塩	うきは市浮羽町小塩（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面29に記載する表のとおり
尻深	うきは市浮羽町小塩（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面30に記載する表のとおり
三郎谷	うきは市浮羽町小塩（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面31に記載する表のとおり
中崎2	うきは市浮羽町小塩（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面32に記載する表のとおり
小松堀谷	うきは市浮羽町小塩（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面33に記載する表のとおり
小塩原	うきは市浮羽町小塩（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面34に記載する表のとおり
宮3-3	うきは市浮羽町小塩（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面35に記載する表のとおり
ウラ川	うきは市浮羽町小塩（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面36に記載する表のとおり

上福益	うきは市吉井町福益（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載する表のとおり
深迫	うきは市浮羽町流川（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載する表のとおり
上流川	うきは市浮羽町流川（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載する表のとおり
藤波(a)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載する表のとおり
日向-1	うきは市浮羽町妹川（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載する表のとおり
日向-2	うきは市浮羽町妹川（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載する表のとおり
尼ヶ瀬(a)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載する表のとおり
尼ヶ瀬(b)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面44に記載する表のとおり
樫ヶ平(b)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面45に記載する表のとおり
樫ヶ平(c)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面46に記載する表のとおり
樫ヶ平(d)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面47に記載する表のとおり
樫ヶ平(e)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面48に記載する表のとおり
樫ヶ平(f)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面49に記載する表のとおり

榎ヶ平(g)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面50に記載する表のとおり
元有(a)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面51に記載する表のとおり
元有(b)	うきは市浮羽町妹川（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面52に記載する表のとおり
小坪	うきは市浮羽町妹川（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面53に記載する表のとおり
上原	うきは市浮羽町妹川（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面54に記載する表のとおり
内ヶ原(a)	うきは市浮羽町新川（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載する表のとおり
内ヶ原(b)	うきは市浮羽町新川（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面56に記載する表のとおり
内ヶ原(c)	うきは市浮羽町新川（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載する表のとおり
栗木野	うきは市浮羽町新川（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載する表のとおり
栗木野(1)-1	うきは市浮羽町新川（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面59に記載する表のとおり
本村(a)	うきは市浮羽町新川（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面60に記載する表のとおり
本村(b)	うきは市浮羽町新川（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面61に記載する表のとおり
金井原(a)	うきは市浮羽町新川（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面62に記載する表のとおり

金井原(b)	うきは市浮羽町新川（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面63に記載する表のとおり
鹿狩(a)	うきは市浮羽町新川（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面64に記載する表のとおり
鹿狩-1	うきは市浮羽町新川（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載する表のとおり
探野(a)	うきは市浮羽町新川（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面66に記載する表のとおり
探野-1	うきは市浮羽町新川（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面67に記載する表のとおり
探野-2	うきは市浮羽町新川（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面68に記載する表のとおり
市ヶ瀬	うきは市浮羽町田籠（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面69に記載する表のとおり
日森園(a)	うきは市浮羽町田籠（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面70に記載する表のとおり
日森園(b)	うきは市浮羽町田籠（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面71に記載する表のとおり
日森園(c)	うきは市浮羽町田籠（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面72に記載する表のとおり
中村	うきは市浮羽町田籠（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面73に記載する表のとおり
笹の隈	うきは市浮羽町山北及び小塩（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面74に記載する表のとおり
中園	うきは市浮羽町山北（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面75に記載する表のとおり

合所	うきは市浮羽町小塩（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面76に記載する表のとおり
前迫(a)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面77に記載する表のとおり
尻深(a)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面78に記載する表のとおり
尻深(b)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面79に記載する表のとおり
尻深(c)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面80に記載する表のとおり
柳の瀬(b)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面81に記載する表のとおり
中崎(b)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面82に記載する表のとおり
中崎(c)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面83に記載する表のとおり
中崎(d)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面84に記載する表のとおり
東川	うきは市浮羽町三春（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面85に記載する表のとおり
小松堀(b)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面86に記載する表のとおり
小松堀(c)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面87に記載する表のとおり
小松堀(d)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面88に記載する表のとおり

岩屋堂	うきは市浮羽町小塩（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面89に記載する表のとおり
白土(b)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面90に記載する表のとおり
白土(c)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面91に記載する表のとおり
白土(d)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面92に記載する表のとおり
大持(a)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面93に記載する表のとおり
大持(b)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面94に記載する表のとおり
大持(c)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面95に記載する表のとおり
楮原(a)	うきは市浮羽町新川（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面96に記載する表のとおり
牧の草	うきは市浮羽町小塩（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面97に記載する表のとおり
宮前-1	うきは市浮羽町小塩（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面98に記載する表のとおり
宮前-2	うきは市浮羽町小塩（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面99に記載する表のとおり
宮馬場(a)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面100に記載する表のとおり
宮馬場(c)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面101に記載する表のとおり

本宮	うきは市浮羽町小塩（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面102に記載する表のとおり
女子尾(a)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面103に記載する表のとおり
女子尾(b)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面104に記載する表のとおり
女子尾(c)	うきは市浮羽町小塩（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面105に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面をうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第183号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土の谷-1	八女市星野村（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
土の谷-2	八女市星野村（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
土の谷-3	八女市星野村（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
土の谷-4	八女市星野村（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
土の谷-5	八女市星野村（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
土の谷-6	八女市星野村（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流

土の谷-7	八女市星野村（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
ゴウト	八女市星野村（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
風月原-3	八女市星野村（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
風月原-2	八女市星野村（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
風月原-1	八女市星野村（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
上原川	八女市星野村（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
三段	八女市星野村（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
尾迫	八女市星野村（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
栗木野	八女市星野村（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
千々谷	八女市星野村（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流
寺迫	八女市星野村（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流
転谷川	八女市星野村（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流
志谷	八女市星野村（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流
名トウ	八女市星野村（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流
坂の下	八女市星野村（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流
二双	八女市星野村（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流
瀧ノ脇1-1	八女市星野村（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流
瀧ノ脇1-2	八女市星野村（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流
瀧ノ脇2	八女市星野村（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流

熊渡2	八女市星野村（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流
熊渡3	八女市星野村（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流
柳1	八女市星野村（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流
柳2	八女市星野村（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流
木曾	八女市星野村（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流
藤山-2	八女市星野村（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
藤山-1	八女市星野村（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古塚-1	八女市星野村（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古塚-2	八女市星野村（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古塚(a)	八女市星野村（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
風月原(b)	八女市星野村（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
風月原(a)	八女市星野村（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上原(b)-1	八女市星野村（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上原(b)-2	八女市星野村（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上原(c)	八女市星野村（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上原(a)	八女市星野村（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
広内	八女市星野村（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
堅木(b)-1	八女市星野村（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
堅木(b)-2	八女市星野村（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

堅木(c)	八女市星野村（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
合原	八女市星野村（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迫	八女市星野村（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
半五郎(a)	八女市星野村（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
半五郎(b)	八女市星野村（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
半五郎(c)-1	八女市星野村（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
半五郎(c)-2	八女市星野村（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
半五郎(c)-3	八女市星野村（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
半五郎(c)-4	八女市星野村（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉城-2	八女市星野村（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉城-1	八女市星野村（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉城-3	八女市星野村（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
十籠	八女市星野村（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
千々谷(a)	八女市星野村（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
千々谷	八女市星野村（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
志屋-2	八女市星野村（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
志屋-1	八女市星野村（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
坂の下	八女市星野村（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北向-2	八女市星野村（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

北向-1	八女市星野村（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥の淵-1	八女市星野村（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥の淵-2	八女市星野村（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
滝の脇(a)	八女市星野村（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
滝脇	八女市星野村（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
滝の脇(b)	八女市星野村（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
広川原(b)	八女市星野村（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
広川原(c)-1	八女市星野村（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
広川原(c)-2	八女市星野村（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
広川原(a)	八女市星野村（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
広川原(d)	八女市星野村（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平野	八女市星野村（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
杉の元(a)	八女市星野村（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
杉の元(b)-1	八女市星野村（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
杉の元(b)-2	八女市星野村（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柳(a)	八女市星野村（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柳-1	八女市星野村（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柳-2	八女市星野村（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
板屋	八女市星野村（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

茅原	八女市星野村（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長瀬	八女市星野村（別紙図面84に示す区域のとおり）	地滑り
狸穴	八女市星野村（別紙図面85に示す区域のとおり）	地滑り
椋谷	八女市星野村（別紙図面86に示す区域のとおり）	地滑り
柱原	八女市星野村（別紙図面87に示す区域のとおり）	地滑り
柳原	八女市星野村（別紙図面88に示す区域のとおり）	地滑り
十籠	八女市星野村（別紙図面89に示す区域のとおり）	地滑り
北向	八女市星野村（別紙図面90に示す区域のとおり）	地滑り
吉城	八女市星野村（別紙図面91に示す区域のとおり）	地滑り
金原	八女市星野村（別紙図面92に示す区域のとおり）	地滑り
仁田原	八女市星野村（別紙図面93に示す区域のとおり）	地滑り
国武	八女市星野村（別紙図面94に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第184号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

土の谷-1	八女市星野村（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
土の谷-3	八女市星野村（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
土の谷-4	八女市星野村（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
土の谷-5	八女市星野村（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
土の谷-6	八女市星野村（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
ゴウト	八女市星野村（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
風月原-3	八女市星野村（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
風月原-2	八女市星野村（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
風月原-1	八女市星野村（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
尾迫	八女市星野村（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
栗木野	八女市星野村（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
千々谷	八女市星野村（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
寺迫	八女市星野村（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面17に記載する表のとおり
名トウ	八女市星野村（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面20に記載する表のとおり
坂の下	八女市星野村（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面21に記載する表のとおり
二双	八女市星野村（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面22に記載する表のとおり
瀧ノ脇1-1	八女市星野村（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面23に記載する表のとおり
瀧ノ脇1-2	八女市星野村（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面24に記載する表のとおり
瀧ノ脇2	八女市星野村（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面25に記載する表のとおり

熊渡2	八女市星野村（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面26に記載する表のとおり
熊渡3	八女市星野村（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面27に記載する表のとおり
柳1	八女市星野村（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面28に記載する表のとおり
柳2	八女市星野村（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面29に記載する表のとおり
木曾	八女市星野村（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面30に記載する表のとおり
藤山-2	八女市星野村（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面31に記載する表のとおり
藤山-1	八女市星野村（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載する表のとおり
古塚-1	八女市星野村（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載する表のとおり
古塚-2	八女市星野村（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載する表のとおり
古塚(a)	八女市星野村（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載する表のとおり
風月原(b)	八女市星野村（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載する表のとおり
風月原(a)	八女市星野村（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載する表のとおり
上原(b)-1	八女市星野村（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載する表のとおり
上原(b)-2	八女市星野村（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載する表のとおり
上原(c)	八女市星野村（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載する表のとおり
上原(a)	八女市星野村（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載する表のとおり
広内	八女市星野村（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載する表のとおり
堅木(b)-1	八女市星野村（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載する表のとおり
堅木(b)-2	八女市星野村（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面44に記載する表のとおり

堅木(c)	八女市星野村（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面45に記載する表のとおり
合原	八女市星野村（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面46に記載する表のとおり
迫	八女市星野村（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面47に記載する表のとおり
半五郎(a)	八女市星野村（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面48に記載する表のとおり
半五郎(b)	八女市星野村（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面49に記載する表のとおり
半五郎(c)-1	八女市星野村（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面50に記載する表のとおり
半五郎(c)-2	八女市星野村（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面51に記載する表のとおり
半五郎(c)-3	八女市星野村（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面52に記載する表のとおり
半五郎(c)-4	八女市星野村（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面53に記載する表のとおり
吉城-2	八女市星野村（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面54に記載する表のとおり
吉城-1	八女市星野村（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載する表のとおり
吉城-3	八女市星野村（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面56に記載する表のとおり
十籠	八女市星野村（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載する表のとおり
千々谷(a)	八女市星野村（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載する表のとおり
千々谷	八女市星野村（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面59に記載する表のとおり
志屋-2	八女市星野村（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面60に記載する表のとおり
志屋-1	八女市星野村（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面61に記載する表のとおり
坂の下	八女市星野村（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面62に記載する表のとおり
北向-2	八女市星野村（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面63に記載する表のとおり

北向-1	八女市星野村（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面64に記載する表のとおり
鳥の淵-1	八女市星野村（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載する表のとおり
鳥の淵-2	八女市星野村（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面66に記載する表のとおり
滝の脇(a)	八女市星野村（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面67に記載する表のとおり
滝脇	八女市星野村（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面68に記載する表のとおり
滝の脇(b)	八女市星野村（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面69に記載する表のとおり
広川原(b)	八女市星野村（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面70に記載する表のとおり
広川原(c)-1	八女市星野村（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面71に記載する表のとおり
広川原(c)-2	八女市星野村（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面72に記載する表のとおり
広川原(a)	八女市星野村（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面73に記載する表のとおり
広川原(d)	八女市星野村（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面74に記載する表のとおり
平野	八女市星野村（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面75に記載する表のとおり
杉の元(a)	八女市星野村（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面76に記載する表のとおり
杉の元(b)-1	八女市星野村（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面77に記載する表のとおり
杉の元(b)-2	八女市星野村（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面78に記載する表のとおり
柳(a)	八女市星野村（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面79に記載する表のとおり
柳-1	八女市星野村（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面80に記載する表のとおり
柳-2	八女市星野村（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面81に記載する表のとおり
板屋	八女市星野村（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面82に記載する表のとおり

茅原	八女市星野村（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面83に記載する表のとおり
----	-------------------------	---------	------------------

備考 別紙図面は省略し、その図面を八女市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第185号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鬼岩川	糟屋郡宇美町大字宇美及び須恵町大字佐谷（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
溝谷川	糟屋郡宇美町大字宇美及び須恵町大字佐谷（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
仲の原川	糟屋郡宇美町大字宇美及び須恵町大字佐谷（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
割石川	糟屋郡宇美町大字宇美及び須恵町大字佐谷（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面は省略し、その図面を宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第186号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

鬼岩川	糟屋郡宇美町大字宇美及び須恵町大字佐谷（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
溝谷川	糟屋郡宇美町大字宇美及び須恵町大字佐谷（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
割石川	糟屋郡宇美町大字宇美及び須恵町大字佐谷（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第187号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中園谷	糟屋郡須恵町大字上須恵（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
栗原沢3	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
栗原沢2	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
栗原沢1	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
山口谷	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
大塚(a)-1	糟屋郡須恵町大字植木（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大塚(a)-2	糟屋郡須恵町大字植木（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大塚(a)-3	糟屋郡須恵町大字植木（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

植木2	糟屋郡須恵町大字植木（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
植木1	糟屋郡須恵町大字植木及び大字須恵（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
仏生-1	糟屋郡須恵町大字須恵（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
仏生-2	糟屋郡須恵町大字須恵（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須恵3-1	糟屋郡須恵町大字須恵（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須恵3-2	糟屋郡須恵町大字須恵（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須恵2-1	糟屋郡須恵町大字新原（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須恵2-2	糟屋郡須恵町大字新原（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須恵2-3	糟屋郡須恵町大字新原（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須恵1	糟屋郡須恵町大字新原（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上須恵4	糟屋郡須恵町大字上須恵（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上須恵3	糟屋郡須恵町大字上須恵（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上須恵2	糟屋郡須恵町大字上須恵（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上須恵1	糟屋郡須恵町大字上須恵及び大字佐谷（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
川原(b)-2	糟屋郡須恵町大字上須恵（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
川原(b)-1	糟屋郡須恵町大字上須恵（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中島(d)-2	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中島(d)-1	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中島(f)-1	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

中島(f)-2	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中島(f)-3	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中島(e)-1	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中島(e)-2	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中島(e)-4	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中島(e)-3	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
白石(b)-1	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
白石(b)-2	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
観音谷(e)-2	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
観音谷(e)-1	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
花園(c)-1	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
花園(c)-2	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
花園(c)-3	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
花園(c)-4	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
花園(c)-5	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立花寺	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第188号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指

定する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
栗原沢3	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
栗原沢2	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
栗原沢1	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
山口谷	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
大塚(a)-2	糟屋郡須恵町大字植木（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面7に記載する表のとおり
植木1	糟屋郡須恵町大字植木及び大字須恵（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面10に記載する表のとおり
仏生-1	糟屋郡須恵町大字須恵（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面11に記載する表のとおり
仏生-2	糟屋郡須恵町大字須恵（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面12に記載する表のとおり
須恵2-1	糟屋郡須恵町大字新原（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面15に記載する表のとおり
須恵2-2	糟屋郡須恵町大字新原（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり

上須恵4	糟屋郡須恵町大字上須恵（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載する表のとおり
上須恵3	糟屋郡須恵町大字上須恵（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載する表のとおり
上須恵1	糟屋郡須恵町大字上須恵及び大字佐谷（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表のとおり
川原(b)-1	糟屋郡須恵町大字上須恵（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表のとおり
中島(d)-2	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載する表のとおり
中島(d)-1	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載する表のとおり
中島(f)-1	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表のとおり
中島(f)-2	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面28に記載する表のとおり
中島(f)-3	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載する表のとおり
中島(e)-1	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面30に記載する表のとおり
中島(e)-2	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面31に記載する表のとおり
中島(e)-4	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載する表のとおり
中島(e)-3	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載する表のとおり

白石(b)-1	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載する表のとおり
白石(b)-2	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載する表のとおり
観音谷(e)-2	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載する表のとおり
観音谷(e)-1	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載する表のとおり
花園(c)-1	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載する表のとおり
花園(c)-2	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載する表のとおり
花園(c)-3	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載する表のとおり
花園(c)-5	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載する表のとおり
立花寺	糟屋郡須恵町大字佐谷（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小 川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

椎田都市計画道路1・3・1号椎田大平線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成26年3月28日 午後7時から9時まで

(2) 場所

築上町中央公民館（築上町大字高塚756）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 椎田都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
1・3・1号椎田大平線	起点 築上町大字小原 終点 築上町大字上ノ河内 主な経過地 築上町大字石堂	約2,350メートル

(2) 閲覧

平成26年3月7日から同年3月21日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び築上町都市政策課計画係において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成26年3月21日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は

、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年2月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめマート新宮

(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目18-1

3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号ほか2者	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号ほか2者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年2月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン宗像

(2) 所在地 福岡県宗像市田久字鍵分642-1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号ほか24者	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号ほか27者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり

公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年2月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン遠賀

(2) 所在地 福岡県遠賀郡遠賀町松の本1丁目1番1号

3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号ほか18者	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 ほか17者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年2月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめマートうきは

(2) 所在地 福岡県うきは市吉井町千年字町地157番ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号ほか7者	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 ほか7者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年2月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン八女

(2) 所在地 福岡県八女市大字蒲原志ノ江988ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号ほか26者	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 ほか23者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成26年2月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン大川
- (2) 所在地 福岡県大川市大字上巻字野口430-1ほか

3 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号ほか29者	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号 ほか26者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ドラッグコスモス後藤寺店
- (2) 所在地 福岡県田川市桜町584番2、602番4

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年2月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称

NPO法人屋根管理監視システム

(2) 代表者の氏名

倉吉 豊

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県みやま市瀬高町下庄444番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、瓦屋根の建築物の住民や所有者に対して、建築物の瓦屋根の建設・補修に関する事業を行うとともに、日本古来の伝統的である瓦屋根の技能後継者の育成ならびに雇用の維持と創出を通じ日本の伝統的建築物の保全と地位向上に寄与することを目的とする。

公告

荷原土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
手嶋 貞文	朝倉市佐田4003番地
北原 平實	朝倉市堤1139番地
手嶋 精三	朝倉市佐田4406番地2
測上 洋	朝倉市黒川1610番地
井上 靖弘	朝倉市荷原1425番地
窪山 登	朝倉市一木671番地1
手嶋 清博	朝倉市佐田4120番地

2 退任監事

氏名	住所
太田 静雄	朝倉市堤1145番地
手嶋 享二	朝倉市佐田4014番地

3 就任理事

氏名	住所
測上 洋	朝倉市黒川1610番地
北原 政則	朝倉市堤1528番地
手嶋 清博	朝倉市佐田4120番地
手嶋 精三	朝倉市佐田4406番地2
井上 靖弘	朝倉市荷原1425番地
太田 静雄	朝倉市堤1145番地
手嶋 享二	朝倉市佐田4014番地

4 就任監事

氏名	住所
手嶋 貞文	朝倉市佐田4003番地
北原 平實	朝倉市堤1139番地

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業小野南部地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成26年3月7日

福岡県知事 小川 洋

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
古賀市	薬王寺	久保田	1441-1	田	3955のうち20
古賀市	薬王寺	久保田	1469-1	田	1193のうち18
古賀市	小山田	瀬戸	617	田	1024のうち4
古賀市	谷山	ナガレ	1243-1	田	1533のうち15
古賀市	谷山	柳原	1203	田	1077のうち29

古賀市	小山田	久保田	598	田	1345のうち5
古賀市	小山田	井堀	589-2	田	1233のうち5
古賀市	薬王寺	春田	1543	田	1279のうち5
古賀市	谷山	揚田	1234	田	654のうち12
古賀市	小山田	井堀	589-1	田	2234のうち24
古賀市	谷山	柳原	1176	田	1583のうち45
古賀市	小山田	瀬戸	612-1	田	1302のうち32
古賀市	小山田	瀬戸	615-1	田	1398のうち19
古賀市	小山田	瀬戸	619-1	田	1424のうち40
古賀市	小山田	瀬戸	631-1	田	2757のうち33
古賀市	小山田	久保田	593-1	田	1355のうち34
古賀市	小山田	井堀	583-1	田	2290のうち16
古賀市	薬王寺	久保田	1438-1	田	788のうち9
古賀市	小山田	井堀	582-1	田	1446のうち14
古賀市	小山田	瀬戸	621-1	田	2885のうち12
古賀市	小山田	久保田	599	田	4254のうち19
古賀市	谷山	揚田	1223-1	田	1070のうち4
古賀市	小山田	シゲジ	604-1	田	1453のうち49
古賀市	谷山	ナガレ	1259-1	田	1372のうち19
古賀市	谷山	相原	1303	田	1755のうち22
古賀市	谷山	柳原	1192-1	田	1097のうち42
古賀市	谷山	相原	1271-1	田	1570のうち23
古賀市	谷山	揚田	1225	田	1256のうち13
古賀市	谷山	相原	1268-1	田	1674のうち7
古賀市	谷山	相原	1269	田	2257のうち29
古賀市	谷山	揚田	1231-1	田	2698のうち26
古賀市	谷山	柳原	1170-1	田	1585のうち15
古賀市	谷山	柳原	1181-1	田	1026のうち26
古賀市	谷山	相原	1299-1	田	611のうち12

古賀市	谷山	相原	1291-1	畑	821のうち3
古賀市	谷山	相原	1307	畑	780のうち8
古賀市	谷山	揚田	1224-1	田	1008のうち23
古賀市	谷山	相原	1301	田	1140のうち13
古賀市	谷山	相原	1288-1	田	1873のうち12
古賀市	谷山	ナガレ	1258-1	田	1085のうち35
古賀市	谷山	相原	1278-1	田	1940のうち34
古賀市	谷山	柳原	1174-1	田	1688のうち18
古賀市	谷山	柳原	1195	田	1471のうち41
古賀市	谷山	相原	1261-1	田	2039のうち8
古賀市	谷山	揚田	1235-1	田	1015のうち11
古賀市	谷山	ナガレ	1257-1	田	1259のうち5
古賀市	小山田	瀬戸	691	田	1570のうち36
古賀市	谷山	柳原	1201-1	田	859のうち10
古賀市	薬王寺	春田	1489	田	968のうち16
古賀市	薬王寺	久保田	1454-1	田	727のうち7
古賀市	薬王寺	栗ヶ元	1418-1	田	3077のうち12
古賀市	薬王寺	荒尾	1690-1	田	1179のうち5
古賀市	薬王寺	荒尾	1688-1	田	718のうち7
古賀市	薬王寺	栗ヶ元	1397-1	田	935のうち6
古賀市	薬王寺	栗ヶ元	1399-1	田	1526のうち10
古賀市	薬王寺	春田	1523	田	578のうち42
古賀市	薬王寺	久保田	1484	田	2846のうち20
古賀市	薬王寺	春田	1522-1	田	800のうち39
古賀市	薬王寺	栗ヶ元	1431-1	田	1163のうち27
古賀市	薬王寺	栗ヶ元	1416-1	田	1667のうち22
古賀市	薬王寺	久保田	1463-1	田	1658のうち28
古賀市	薬王寺	久保田	1486-1	田	1266のうち26
古賀市	薬王寺	荒尾	1660	田	809のうち18

古賀市	薬王寺	麦尾	1586・1587合併	田	1454のうち20
古賀市	薬王寺	春田	1510-1	田	1053のうち26
古賀市	薬王寺	久保田	1458-1	田	700のうち15
古賀市	薬王寺	栗ヶ元	1426	田	1067のうち20
古賀市	薬王寺	檜原	1394-1	田	1735のうち10
古賀市	薬王寺	栗ヶ元	1427	田	1365のうち37
古賀市	薬王寺	麦尾	1557-1	田	1566のうち10
古賀市	薬王寺	麦尾	1567	田	1223のうち13
古賀市	薬王寺	麦尾	1556	田	1147のうち18
古賀市	薬王寺	栗ヶ元	1413-1	田	1013のうち9
古賀市	薬王寺	春田	1514	田	1685のうち22
古賀市	薬王寺	栗ヶ元	1415-1	田	1189のうち30
古賀市	薬王寺	荒尾	1662-1	田	1712のうち11
古賀市	薬王寺	檜原	1380	田	1381のうち23
古賀市	薬王寺	檜原	1381-1	田	1070のうち18
古賀市	薬王寺	栗ヶ元	1395-1	田	1551のうち19
古賀市	薬王寺	栗ヶ元	1411-1	田	1924のうち16
古賀市	薬王寺	檜原	1382-1	田	1048のうち5
古賀市	薬王寺	麦尾	1582-1	田	1181のうち19
古賀市	薬王寺	荒尾	1668	田	1087のうち27
古賀市	薬王寺	檜原	1389-1	田	1071のうち12
古賀市	薬王寺	久保田	1457-1	田	2625のうち11

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第24号

福岡県議会議員補欠選挙（行橋市選挙区）が近く執行される予定であるため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定に基づく選挙人名簿の登録につき、その要領を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成26年3月7日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

- 登録の基準日 平成26年4月3日
ただし、選挙人名簿登録資格者の年齢については、平成26年4月13日をもって算定するものとする。
- 登録日 平成26年4月3日
- 縦覧期間 平成26年4月4日の1日間

監査委員

監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した農林水産部出先機関定期監査結果の報告（平成25年11月11日25監総第573号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月7日

福岡県監査委員 小 串 正 伸
同 伊 藤 龍 峰
同 行 正 晴 實
同 田 中 正 勝

2 5 農 政 第 1 6 1 8 号

平 成 2 5 年 1 1 月 2 8 日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 田 中 正 勝 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について (通知)

平成 2 5 年 1 1 月 1 1 日 2 5 監 総 第 5 7 3 号 の 監 査 結 果 の 報 告 に 基 づ き、 次 の と お り 講 じ た 措 置 に つ い て 通 知 し ま す。

記

1 指摘事項に対する措置

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
飯塚農林事務所	ほ場整備工事において、誤って用水路工の費用を計上したため、積算過大となっていた。 (1件)	設計積算時の確認作業を徹底するとともに、組織的なチェック体制の強化を図るため、積算書をチェックする課内体制を整備し、再発防止に努める。 具体的には、下記のとおり取り組むものとする。 (1) チェックシートを用いて、違算防止のための留意事項のチェックを徹底する。 (2) 起工伺いの決裁とは別に、副担当者、担当係長でも積算チェックを行い、設計書に押印する。

2 注意事項に対する措置

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	<p>依頼試験の手数料として収納した現金の払い込みが、財務規則によらず遅滞していた。</p> <p>(6 件)</p>	<p>今後は財務規則第 5 2 条に則り、当日に払い込みをし、適切な事務処理に努める。</p>
	<p>電話設備更新において、「需用費」として支出すべきものを、「備品購入費」として支出していた。</p> <p>(3 件)</p>	<p>すでに設置している備品を維持管理目的として修繕する場合は、本来「需用費(修繕費)」として支出すべきところ、「備品購入費」と「需用費」に分けて支出していた。今後、同様の修繕の場合には、「需用費」として支出する。</p>
	<p>通勤手当で、負担状況の確認を誤ったため、支給過となっていた。</p> <p>(1 件)</p>	<p>過支給額については、平成 2 5 年 7 月 2 日に返納済み。</p> <p>今後は、負担状況の確認に誤りがないよう注意するとともに、決裁時のチェックを強化する。</p>
	<p>産業廃棄物処理業務委託契約において、産業廃棄物収集運搬業の許可を有しない業者と契約し、この業者を介して許可を有する業者が処分を行っていた。</p> <p>(1 件)</p>	<p>今後、備品等の産業廃棄物の処分を委託する場合、事前に収集運搬・処理業許可の確認を行い、委託契約を締結し、適正に事務処理を行うように努める。</p>
	<p>劇物の管理が適正に行われていなかった。</p> <p>(2 件)</p>	<p>薬品の使用時は、使用前後に管理責任者が使用量の確認を行うとともに、四半期ごとに「劇物毒物等薬品受払簿」に記載されている現在高を実測するなどして確認する。また、鍵のかかる冷蔵庫は劇物専用とし、普通物は別途保冷库に区分して保管する。</p>

監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果の報告（平成25年11月11日25監総第573号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月7日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	田 中 正 勝

2 5 県土総第 1 6 5 5 号

平成 2 6 年 2 月 3 日

福岡県監査委員 小 申 正 伸 殿
 同 伊 藤 龍 峰 殿
 同 行 正 晴 實 殿
 同 田 中 正 勝 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 2 5 年 1 1 月 1 1 日付 2 5 監総第 5 7 3 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡県土整備事務所	受託工事の負担金収入において、調定遅延があった。	受託工事一覧を作成し、所内関係部署で連携して進行管理を行うことで、再発防止に努める。
北九州県土整備事務所	水利使用料において、調定遅延があった。	標準処理スケジュールチェック表を活用し、所内関係部署で連携して進行管理を行うことで、再発防止に努める。

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	河川堤防占使用料において、調定遅延があった。	標準処理スケジュールチェック表を活用し、所内関係部署で連携して進行管理を行うことで、再発防止に努める。

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	受託工事の受託金収入において、調定遅延があった。	受託工事一覧を作成し、所内関係部署で連携して進行管理を行うことで、再発防止に努める。
	道路工事において、すべり止舗装工の施工規模を誤り、積算過大となっていた。	設計積算にあたっては、工事設計書チェックシートを十分に活用し、再発防止に努める。
	物件移転料等補償において、屋内動産移転料の算定を誤り、積算過大となっていた。	補償額算定にあたっては、補償額算定チェックリスト等を十分に活用し、再発防止に努める。
	原材料品において、需用品等出納整理簿を作成しておらず、在庫数等の把握が十分でなかった。	需用品等出納整理簿を速やかに作成した。 今後は、適正な在庫管理に努める。
	重要物品として登録されるべき物品が一般備品として登録されていた。また物品の管理が適正でなかった。	重要物品登録を速やかに行った。 今後は、適正な物品管理に努めるとともに、職員に周知徹底を図る。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第4号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成26年3月7日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県南警察署の部を次のように改める。

福岡県南警察署	高宮交番	福岡市南区大楠3丁目1番2号
	大橋交番	福岡市南区大橋1丁目3番16号
	野間交番	福岡市南区野間4丁目7番3号
	井尻交番	福岡市南区井尻5丁目3番3号
	長住交番	福岡市南区長住4丁目1番1号
	三宅交番	福岡市南区三宅2丁目37番1号
	警弥郷交番	福岡市南区警弥郷2丁目1番5号
	花畑交番	福岡市南区柏原1丁目2番57号
	屋形原交番	福岡市南区鶴田4丁目3番15号

別表第1福岡県八幡東警察署の部河内駐在所の項中「大字大蔵2500番地1」を「河内1丁目7番5号」に改め、同表福岡県飯塚警察署の部幸袋交番の項中「幸袋62番地6」を「幸袋827番地43」に改める。

附 則

この規則中別表第1福岡県南警察署の部の改正規定は平成26年3月11日から、同表福岡県飯塚警察署の部幸袋交番の項の改正規定は同月17日から、同表福岡県八幡東警察署の部河内駐在所の項の改正規定は同月27日から施行する。